

令和元年度 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第6項に基づく公表

鎌ヶ谷市一般廃棄物最終処分場 (埋立期間：昭和54年4月～平成14年2月)

施設点検【施行規則第4条の5の2第4号ロ、ハ、ヘ、ト、チ】

点検対象		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁	点検日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	擁壁等の損壊するおそれが認められた場合の措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遮水工	点検日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	遮水効果の低下するおそれが認められた場合の措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調整池	点検日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	調整池の損壊するおそれが認められた場合の措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浸出水処理設備	点検日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	浸出水処理設備の機能に異常認められた場合の措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防凍措置	点検日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	点検結果	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	防凍措置の状況に異常が認められた場合の措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※点検日の「毎日」には土・日・祝祭日を含みません。

※点検結果の「○」は異常なしを示し、「×」は異常ありを示します。

水質検査【施行規則第4条の5の2第4号二】

検査対象(採取場所)	公表事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地下水 (観測井戸 No.1)	採取日	4/26	5/27	6/25	7/25	8/26	9/25	10/28	11/25	12/20	1/24	2/25	3/6
	結果報告日	5/14	6/6	7/9	8/16	9/5	9/30	11/11	12/10	1/10	2/10	3/6	3/24
	電気伝導率	22.1	60.1	28.6	70.3	34.0	28.6	31.8	26.2	22.9	22.8	22.2	22.5
	塩化物イオンmg/l	11.8	19.7	12.8	16.8	13.9	12.5	12.4	11.4	13.2	11.0	10.3	9.5
地下水 (観測井戸 No.2)	採取日	4/26	5/27	6/25	7/25	8/26	9/25	10/25	11/26	12/17	1/25	2/27	3/8
	結果報告日	5/14	6/6	7/9	8/16	9/5	9/30	11/6	12/7	1/7	2/8	3/8	3/20
	電気伝導率	20.4	22.9	21.6	22.7	21.0	21.6	26.8	22.9	21.1	21.3	22.6	22.8
	塩化物イオンmg/l	12.1	14.5	12.7	12.6	12.3	11.6	11.5	11.5	12.6	12.1	12.7	15.4
放流水	採取日	4/26	5/27	6/25	7/25	8/26	9/25	10/25	11/26	12/17	1/25	2/27	3/8
	結果報告日	5/14	6/6	7/9	8/16	9/5	9/30	11/6	12/7	1/7	2/8	3/8	3/20
	水素イオン濃度pH	8.2	7.5	7.5	8.1	8.1	7.7	7.8	7.5	7.8	7.7	7.7	7.7
	生物化学的酸素要求量mg/l	検出せず	8.9	11.2	検出せず	2.3	4.1	7.8	6.1	3.4	4.7	2.0	3.9
	化学的酸素要求量mg/l	1.0	5.2	6.2	1.2	5.4	5.3	5.1	4.0	4.5	5.0	5.6	5.1
	浮遊物質mg/l	検出せず	17.0	9.4	3.2	22.4	2.0	1.6	1.2	2.2	2.6	1.8	2.2
	窒素含有量mg/l	6.9	10.2	13.5	5.3	9.1	14.8	12.0	13.6	18.9	15.9	14.9	11.6